**平成２２年（フ）第８０号**
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲2525番地　川原団地Ａ―113号
債務者　城島　浩貴
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１５号**
東京都板橋区舟渡２丁目13番18号
債務者　髙園　孝彦
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１３２号**
佐賀県鳥栖市田代本町913番地９
債務者　篠原　保雄
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１３６号**
佐賀県佐賀市鍋島４丁目12番24号―203号、住民票上の住所佐賀県神埼市神埼町城原3961番地
債務者　廣瀬　武雄
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１３８号**
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所3012番地１
債務者　桑島　和彦
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１４３号**
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1127番地16
債務者　米澤　典子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１４５号**
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄644番地１
債務者　福地　雅英
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１００号**
佐賀県伊万里市東山代町大久保3311番地
債務者　村上　睦美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２２年（フ）第１０２号**
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1678番地11
嬉野館マンション110号
債務者　藤瀬　直之
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２２年（フ）第１０３号**
佐賀県杵島郡白石町大字戸ケ里2928番地３
債務者　白浜　大地
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２２年（フ）第１０７号**
佐賀県杵島郡白石町大字辺田2064番地
債務者　下村　　実
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２２年（フ）第１０８号**
佐賀県杵島郡白石町大字辺田2064番地
債務者　下村佳代子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２２年（フ）第１０９号**
佐賀県伊万里市二里町大里甲2721番地７
債務者　山脇　正伸
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２１年（フ）第５５０号**
宮崎市大字熊野1553番地１
債務者　手束美喜子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第１０７号**
宮崎県児湯郡都農町大字川北18861番地127
債務者　宇都宮　浩
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第１３０号**
宮崎市月見ケ丘６丁目７番24号　ザ・グリーンフローラ102号
債務者　佐藤　洋子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第１６４号**
宮崎市太田２丁目３番32号　コーポＫ305号
債務者　川越　泰裕
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
宮崎地方裁判所破産係